

第四章 意匠登録出願の手続

第一節 願書の作成方法

I 意匠登録出願の願書の作成に際しての留意事項

1. 創作者について

創作者は、自然人（個人）の氏名及び住所又は居所をもって表示しなければなりません。したがって、法人や団体が創作者となることは認められません。

2. 出願人について

(1) 権利能力（権利の主体となることができる資格）を有していること

① 自然人（個人）又は法人でなければなりません。

i 任意に組織された法人格のない団体は出願人となることができません。

ii 出願人が自然人（個人）の場合には、氏名は戸籍上のものを記載します。ペンネーム、芸名、雅名等の変名や通称名をもって出願することはできません。

iii 個人事業者が、屋号（〇〇商店）等をもって出願することは認められませんので、このような場合は個人名義で出願します。

iv 出願人が法人の場合には、法人の名称は登記簿等に登記されている名称を正確に記載し、その代表者の氏名を併せて記載します。

② 外国人の権利の享有（特25を準用）

日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は、次のいずれかの条件に該当する場合を除き、意匠権その他の意匠に関する権利を享有することができません。

i その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により意匠権その他の意匠に関する権利の享有を認めているとき（相互主義）

ii その者の属する国において、日本国がその国民に対し意匠権その他の意匠に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により意匠権その他の意匠に関する権利の享有を認めることとしているとき（相互主義）

iii 条約に別段の定めがあるとき（パリ条約（2、3条）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（2、3条）又は二国間条約によって認められる国民）

(2) 手続能力を有していること

① 未成年者及び成年被後見人並びに被保佐人（特7を準用）

i 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人（親権者、後見人等）によらなければ手続をすることができません。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときはこの限りではありません。未成年者は原則父母が共同で親権者となります（民法818(3)）。

ii 被保佐人が手続をする場合には、保佐人の同意を得なければなりません。

iii 法定代理人が手続をする場合で、後見監督人があるときは、その同意を得なければなりません。

iv これら手続能力のない者のした手続は、追認することができます（特16を準用）。

- ② 在外者（特8(1)を準用）（日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者）

在外者は、意匠管理人によらなければ、手続をし、又は意匠法若しくは同法に基づく命令の規定により行政庁のした処分を不服として訴を提起することができません。

(3) 創作者又は承継人であること

- ① 意匠登録出願人が創作者でない場合において、その創作について意匠登録を受ける権利を承継していないときは、当該出願は拒絶されます（意17(1)④）。
- ② 意匠登録を受ける権利は移転することができません（特33(1)を準用）。
- ③ 意匠登録出願前の意匠登録を受ける権利の承継は、その承継人が意匠登録出願をしなれば、第三者に対抗することができません（特34(1)を準用）。
- ④ 意匠登録を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ意匠登録出願をすることができません（特38を準用）。
- ⑤ 意匠登録を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができません（特33(3)を準用）。

3. 願書中表示された法律関係又は事実関係を証明する書面について

(1) 次のいずれかに該当するときは、当該証明書を提出しなければなりません。

- ① 未成年者が出願するとき—法定代理人であることを証明する書面として未成年者の戸籍謄本及び住民票（本籍の記載のあるもの）、並びに法定代理人の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ② 成年被後見人が出願するとき—法定代理人であることを証明する書面として後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がなされていないときは、成年被後見人の戸籍謄本及び住民票（本籍の記載のあるもの）、並びに法定代理人の住民票（本籍の記載のあるもの））
- ③ 被保佐人が出願するとき—保佐人の同意を証明する書面
- ④ 法定代理人が手続する場合で、後見監督人があるとき—後見監督人の同意を証明する書面
- ⑤ 代表出願人を選定して出願するとき—代表者であることを証明する書面
- ⑥ 出願手数料を特許法第195条第5項の規定により国以外の者の持分の割合に乗じて得た額をもって納付するとき—持分を証明する書面
- ⑦ 復代理人を選定して出願するとき—出願人から代理人に対しての復任権を記載した代理権を証明する書面
- ⑧ 特許出願を意匠登録出願に変更する出願を代理人によりするとき—特別な授権に係る代理権を証明する書面

(2) 証明書の提出方法

- ① オンライン手続により出願をした場合
 - i 上記(1)の証明書は出願後3日以内に「手続補足書」（書面）をもって提出します（特例

施規20)。

- ii 上記(1)の証明書を追完する場合は「**手続補正書**」(書面)をもって提出します。
- iii ひな形又は見本を提出する場合は、出願と同日に「**ひな形又は見本補足書**」(書面)をもって提出します(特例施規20)。

なお、ひな形又は見本の追完は認められません。

② 書面により出願をする場合

- i 上記(1)の証明書を出願と同時に提出する場合は、願書の「**【提出物件の目録】**」の欄に「**【物件名】**」の欄を設けて、当該証明書名を記載するとともに添付書類として当該証明書を提出します。
- ii 上記(1)の証明書を追完する場合は、「**手続補正書**」(書面)をもって提出します。
なお、この場合、願書の「**【提出物件の目録】**」の欄には当該証明書名を記載するには及びません。
- iii ひな形又は見本を書面出願と同時に提出する場合は、願書の「**【提出物件の目録】**」の欄に「**【物件名】**」の欄を設けて当該書類名を記載するとともに当該ひな形又は見本を添付します。

なお、ひな形又は見本の追完は認められません。

4. 願書の用紙、文字等の物理的要件について

(1) オンライン手続の場合

- ① 1行は36字詰めとし、1ページは29行とします。
- ② 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用います。
- ③ 日本工業規格X0208号で定められている文字のうち次の文字は使用できません。
 - i 半角文字
 - ii **【**、**】** (日本工業規格X0208号区点番号1-58)及び(区点番号1-59)
 - iii **▲**、**▼** (区点番号2-5)及び(区点番号2-7)

ただし、欄名の前後に「**【**、**】**」又は置き換えた文字の前後に「**▲**、**▼**」を用いるときを除きます。

(2) 書面の場合

- ① 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはなりません。
- ② 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとします。
- ③ 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- ④ 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書きます。

- ⑤ 半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはなりません(欄名の前後に「【】及び「】」、又は置き換えた文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除きます。)

5. 願書への提出の年月日の記載について

- (1) 特許庁の窓口に直接提出する場合

特許庁の窓口に提出する年月日をなるべく記載します。

- (2) 郵送する場合

郵便局に差し出す年月日又は投函の年月日をなるべく記載します。

なお、消印が不明な場合は、特許庁に到達した年月日が出願日となるので、書留等による提出をお奨めします(後日、出願日証明書提出書に書留郵便物受領証を添付して提出すれば、出願日を郵便局に差し出した年月日に訂正します。)

6. 出願手数料について

- (1) 出願手数料は特許印紙又は現金により納付してください。

① 特許印紙による納付には、直接貼付する方法と予納制度(参照：第一章第五節)を利用する方法があります。

② 現金による納付には、現金納付制度(参照：第一章第六節4)を利用する方法、電子現金納付制度(参照：上記同節5及び6)を利用する方法及び口座振替納付制度(参照：第一章第七節)を利用する方法があります。なお、口座振替納付制度を利用できるのはオンラインで手続する場合に限定されます(※書面で手続される場合は利用できません)。

- (2) 国(国みなしを含む。)の出願については手数料を要しません。国と国以外の者との共有に係る出願については、国以外のすべての者の持分の割合に応じた手数料が必要になります。その際には、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、かつその持分の割合を証明する書面の提出が必要になります。

7. 願書の「【住所又は居所】」の欄への住所又は居所の記載について

- (1) 住所又は居所は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載します。

- (2) 住民票又は登記簿に「無番地」とあるときは、番地の表示方法の一種ですから、住所の一部として「無番地」と記載します。

- (3) 会社、事務所等を居所として表示するときは、「○○株式会社内」、「○○事務所内」のように記載します。

- (4) 団地の名称が通称の地名に転化したり、過去に用いられていた地名が通称として慣用されているような場合も、必ず住民票又は登記簿上の住所を記載します(通称名で出願することは認められません)。

- (5) 法人の住所は、必ず本店の所在地を記載します。

- (6) 識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及びません。

8. 法人の法的性質の記載について

出願人が法人の場合であって、その名称中に法人であることを表す文字を含まないものであるときは、「(【氏名又は名称】)」の欄(【代表者】の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載します。

9. 法人代表者の記載について

代理人手続のときは、手続書面への法人の「【代表者】」の記載は不要です。ただし、代理人によらず法人自ら手続をするときは、手続書面に「【代表者】」の欄を設け、代表者の氏名を記載しなければなりません。提出する各種証明書に関しても法人が印を押すときは、法人の代表者の氏名を記載しなければなりません。

- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「**【手数料の表示】**」の欄の「**【予納台帳番号】**」を「**【納付書番号】**」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「**【手数料の表示】**」の欄の「**【予納台帳番号】**」を「**【納付番号】**」とし、納付番号を記載する。この場合において、「**【納付金額】**」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「**【整理番号】**」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記載する。
- 7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「**【あて先】**」の欄の次に「**【本意匠の表示】**」の欄を設け、その欄に「**【出願日】**」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「**【整理番号】**」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、「**【出願日】**」の欄に「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に「**【整理番号】**」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【その他】**」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、「**【本意匠の表示】**」の欄に「**【出願番号】**」の欄を設けて「意願○○○○○-○○○○○○○」のように本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、「**【出願日】**」及び「**【整理番号】**」の欄は設けるには及ばない。また、「**【その他】**」の欄に本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載するには及ばない。この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「**【出願番号】**」の欄に代えて「**【登録番号】**」の欄を設け、「意匠登録第○○○○○○○○号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。
- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「**【意匠に係る物品】**」の欄の上に「**【部分意匠】**」の欄を設ける。
- 9 組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「**【意匠に係る物品】**」の欄には別表第二に掲げる組物の一を記載する。
- 10 「**【住所又は居所】**」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「**【住所又は居所】**」の欄は設けるには及ばない。
- 11 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「**【氏名又は名称】**」の上に「**【フリガナ】**」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 12 「**【意匠登録出願人】**」又は「**【代理人】**」の欄の「**【氏名又は名称】**」（法人にあっては、

- 「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 13 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 14 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 15 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】」）の横にはるものとする。
- 16 意匠登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、意匠登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 17 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 18 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考17に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。
- 19 「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄は設けるには及ばない。
- 20 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第19条第3項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 21 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載する。
- 22 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「意匠登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。

23 代理人によるときは、本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】

25 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【選任した代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【選任した代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】

26 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

27 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように国等以外のすべて者の持分の割合を記載する。

28 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

29 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料

- の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 30 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。
- 31 意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」、又は「見本」と記載する。
- 32 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当するものにあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 【パリ条約による優先権等主張】
- 【国名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 33 「（【提出日】 平成 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 37 第19条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用され

る当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定による時は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 38 第2条第6項の規定により産業技術力強化法第19条の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。
- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。
- 41 意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。
- 42 意匠法第6条第5項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第6項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 43 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

2. 部分意匠の意匠登録出願

物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、願書上の【意匠に係る物品】の欄の上に【部分意匠】の欄を設け、併せて【意匠の説明】の欄に部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が図面においてどのような方法によって特定されているのかについて記載してください。例えば「実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

また、図面においては、部分意匠を特定した図面を描いたものを添付してください。

(部分意匠の意匠登録出願の作成例)

【書類名】 意匠登録願

・

【あて先】 特許庁長官 殿

【部分意匠】

【意匠に係る物品】 ○○○○○

・

・

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【書類名】 図面

【正面図】

(部分意匠を特定した正面図を描いてください。)

【平面図】

(部分意匠を特定した平面図を描いてください。)

・

・

【左側面図】

(部分意匠を特定した平面図を描いてください。)

3. 関連意匠の意匠登録出願

同日出願のみ認められていた関連意匠について、本意匠の公報発行の日前までの間に
出願された場合は関連意匠の登録を認めるよう時期的制限を緩和しました。

なお、本意匠の出願の時期にかかわらず、改正法施行日（平成19年4月1日）以後
にした関連意匠の出願から改正法が適用されます。

- ① 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること。
- ② 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること。
- ③ 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に
出願された意匠登録出願であること。

(関連意匠の意匠登録出願の作成例)

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	2017-B
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【本意匠の表示】	
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願
【整理番号】	2017-A
【意匠に係る物品】	〇〇〇〇〇

- * 関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、【あて先】の欄の次に【本意匠の表示】の欄を設け、その欄に【出願日】の欄を設けて「平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願」と記載し、次に【整理番号】の欄を設け、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載してください。
- 本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、【出願日】の欄に「平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願」と記載し、【整理番号】の欄には「-」のようにハイフンを記載し、【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設け、「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載してください。
- ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、【本意匠の表示】の欄に、次のように【出願番号】の欄を設けて本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、【出願日】及び【整理番号】の欄を設ける必要はありません。この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができます。

(出願番号が通知されていないとき)

【本意匠の表示】

 【出願日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願

 【整理番号】 17-A-3-AR

(出願番号が通知されていないとき (本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願の場合))

【本意匠の表示】

【出願日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願

【整理番号】 —

— 省略 —

【その他】 国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇

(出願番号が通知されているとき)

【本意匠の表示】

【出願番号】 意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

(登録番号を知ったとき)

【本意匠の表示】

【登録番号】 意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号

Ⅲ 意匠登録出願の願書（特殊出願）の作成方法

1. 意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願（分割出願）

意施規様式第3（第2条関係）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	
【特記事項】	意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願
（【提出日】	平成 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	
【出願日】	
【意匠に係る物品】	
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
（【国籍】）	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	図 面 1
【意匠に係る物品の説明】	
【意匠の説明】	

⑩ 又は 識別ラベル

←

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

↑

⑩ 又は 識別ラベル

〔備考〕

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何

日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。もとの国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

2 もとの出願が国際意匠登録出願にあっては、「【意匠登録出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

3 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

4 その他は、様式第2の備考と同様とする。

2. 意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願（変更出願）

意施規様式第4（第2条関係）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	
【特記事項】	意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願
（【提出日】	平成 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	
【出願日】	
【意匠に係る物品】	
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
（【国籍】）	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	
【意匠の説明】	

⑩ 又は 識別ラベル

←

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

↑

⑩ 又は 識別ラベル

〔備考〕

- 1 意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときには、「【特記事項】」の欄の「意匠法第13条第2項」を「意匠法第13条第1項」とする。
- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「特

願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けてもとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2と同様とする。

る。

- 2 第9条第3項の規定により図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「図面」と記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。
- 3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2と同様とする。

分割、変更等に係る意匠登録出願の願書の【特記事項】の欄への記載事項一覧

1	意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願	分割出願（新）
2	意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願	変更出願（新特→新意）
3	意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願	変更出願（新実→新意）
4	意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）
5	意匠法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新） （審判）
6	意匠法第57条第1項において準用する同法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新） （再審）
7	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願	新規性喪失の例外適用（新）
8	平成10年改正前意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願	分割出願（旧意→旧意）
9	平成10年改正前意匠法第11条第1項の規定による意匠登録出願	分割出願（旧意、組物の分割）
10	平成10年改正前意匠法第12条第1項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧類似→旧独立）
11	平成10年改正前意匠法第12条第2項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧独立→旧類似）
12	平成10年改正前意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧特→旧意）
13	平成10年改正前意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧実→旧意）
14	平成10年改正前意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）
15	平成10年改正前意匠法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧） （審判）
16	平成10年改正前意匠法第57条第1項において準用する同法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧） （再審）
17	平成10年改正前意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願	新規性喪失の例外適用（旧）

旧：平成10年までの出願及び平成11年以降の出願であって旧意匠法の適用を受ける出願

新：平成11年以降の出願であって平成10年及び平成18年改正意匠法の適用を受ける出願

（特実の新旧は 新：平成11年以降の出願 旧：平成10年までの出願）